

サトーの代表社員が交代します

社会保険労務士法人サトーは令和2年6月より代表社員が交代します。

これまで代表社員を務めておりました佐藤克則が顧問となり、代わりに木本美智が代表社員となります。加えて今田真吾、小笠原弓子が経営陣に加わり、3人体制で経営を担って参ります。

皆様には、これまで同様親しくお付き合いいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

代表社員 佐藤克則よりご挨拶

皆様、5月いっぱい代表の座を降りることとなりました。私が70歳になったからです。年を取っては、先を読む経営は出来ません。創業以来35年、皆様には本当にお世話になりました。

昭和60年3月、それまで11年勤めていた新畑ビジネスコンサルタントを辞め、独立をしたときには、ここまで事業を広げることが出来るとは思いませんでした。新畑事務所で社会保険労務士の資格を取り、社会保険労務士としての登録をし、辞める時にはのれん分けをして頂きました。新畑先生の指導と、新畑事務所での経験がなかったなら、今の私はありません。

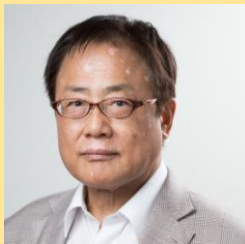
独立してから人にも恵まれ、創業時には趣味でやっていたヨット仲間が随分と助けてくれました。お客さんになってくれたり、保険に入ってくれたり。今は、ロータリークラブのメンバーにも助けられています。

従業員にも恵まれました。30年を超えて務めてくれている人もいます。その一人が、次の代表社員となる木本です。また経営を担う今田や小笠原も、いつの間にか10年を超えました。私たちの事業は、人が居ないと成りません。60人を超える仲間と一緒に仕事ができることは、何よりも経営者としての私の心を豊かなものにしてくれました。

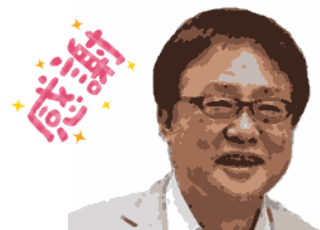
これからこのメンバーが、社会保険労務士法人サトーを、さらに皆様のお役に立つ存在としてくれるよう祈念しているところです。

私はどうするか。仕事半分、遊び半分でやっていこうと思っております。私には46年間の社会保険労務士業界での経験があります。困ったことの相談事には、まだだれにも負けないと自負しております。こんな相談に乗りながら、大好きな旅行を楽しむ、とりわけ城巡りなどをしていきたいと思っております。

まあ、一段落はするわけですが、これからも頑張ります。皆様、どうぞよろしくお付き合いください。有難うございます。



代表社員 佐藤克則



おしながき

- ▶ サトーの代表社員が交代
代表社員 佐藤よりご挨拶
... P 1
- ▶ 新代表社員 木本よりご挨拶
... P 2
- ▶ 熱中症の予防対策
... P 2
- ▶ 「プラチナえるぼし」の新設
... P 3
- ▶ マイナンバー通知カードは
5月25日で廃止
... P 4
- ▶ スタッフ紹介
... P 4

6月・7月の労務/税務

6月10日

- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格届の提出

6月30日

- 社会保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出

7月10日

- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格届の提出
- 社会保険料の算定基礎届
(※労働保険の年度更新手続は8月31日まで延長)

7月15日

- 障害者・高齢者の雇用状況報告書の提出

7月31日

- 社会保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出
- 労働者死傷病報告の提出

新代表社員 木本美智よりご挨拶



この度、佐藤克則の後任として代表社員に就任いたすこととなりました。

当初はまだ個人事務所であったサトーインシュアランスオフィスに事務員として採用されました。

短大卒業後、印刷会社に入社して主にスーパーマーケットのチラシを制作しておりましたので、ビジネスマナーも事務の仕事もまったく身につけていなかったもので、入社して3年間はよく先輩から注意されました。

その後、指導員として少しずつお客様に接するうちに、『社労士』という仕事がとてもおもしろくなり、この仕事でやっていこうと決心して、資格の勉強を始めましたが、何度も不合格通知を受け取りようやく合格して今にいたります。

『所長』という身に余る大役ではございますが、佐藤より託された『お客様』と『スタッフ』というとても重たいバトンをしっかりと受け取りました。

私の役目は今よりもっと多くの『お客様』と『スタッフ』で次の世代にバトンタッチすることです。そのために社業の発展に力の限り努力する所存でございます。

前任者同様格別のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます

きもと みち
新代表社員 木本美智

新しい生活様式における熱中症対策

新型コロナウイルス感染症を予防するための「新しい生活様式」として、マスク着用が欠かせない日々が続くこととなりますが、**この時期からの気温・湿度が高い状態でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれ**があります。

熱中症防止対策として、例年通り、こまめな水分補給や普段からの体調管理は当然行うとともに、新しい生活様式に対応しながら

暑さを避け、適宜マスクをはずしましょう。



新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント（環境省・厚生労働省作成より一部抜粋）	
①	感染症予防のため、エアコンを使用している場合でも窓を開ける等により換気は確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節
②	屋外で人との十分な距離（2 m以上）を確保できる場合は、マスクを外して作業
③	マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給
④	周囲の人との十分な距離（2 m以上）をとった上で、適宜マスクをはずして休憩
⑤	熱中症になりやすい高齢者、子供、障害者への目配り・声がけを行う

【6月】女性活躍推進優良企業認定に「プラチナえるぼし」が新設

現在、1年以上雇用する従業員の数が301人以上の企業（令和4年4月からは101人以上）は、

- ①自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析
 - ②一般事業主行動計画の策定・周知・公表
 - ③策定した行動計画の届け出
 - ④女性の活躍に関する情報の公開



が女性活躍推進法に基づく法定義務となっています。

女性の活躍を推進するための取組が特に優良な企業の認定制度として、下記の「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」を満たせば、その満たした基準数に応じたレベルの「えるぼし認定」を受けることができ、商品や広告などに付することができます。



女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準	
①採用	男女の採用比率が同程度
②継続就業	女性平均継続勤務年数が男性と比較して一定以上
③労働時間等の働き方	時間外・休日労働の合計時間数が各月すべて45時間未満
④管理職比率	管理職に占める女性労働者の割合が一定以上
⑤多様なキャリアコース	非正規から正社員への転換などのキャリアアップ実績

基準の達成には具体的な実績値が必要です。詳しくは厚生労働省webページをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

	【1段階目】 1つ 又は 2つ の基準を満たし、実績を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表		【2段階目】 3つ 又は 4つ の基準を満たし、実績を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表
	【3段階目】 5つ 全ての基準を満たし、実績を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表	（共通事項） ・満たさない基準について、基準に関連する取組を実施し、実績を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表で公表し、2年以上連続して実績が改善していること ・その他法令違反等がないこと	



令和2年6月より、新たにプラチナえるぼしが新設されます。



- ①策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、定めた目標を達成
 - ②男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任
 - ③プラチナえるぼし専用の「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの基準の全てを満たす（えるぼし認定より高い基準）
 - ④女性活躍推進法に基づく情報公表項目のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表（②、③の取組も公表）

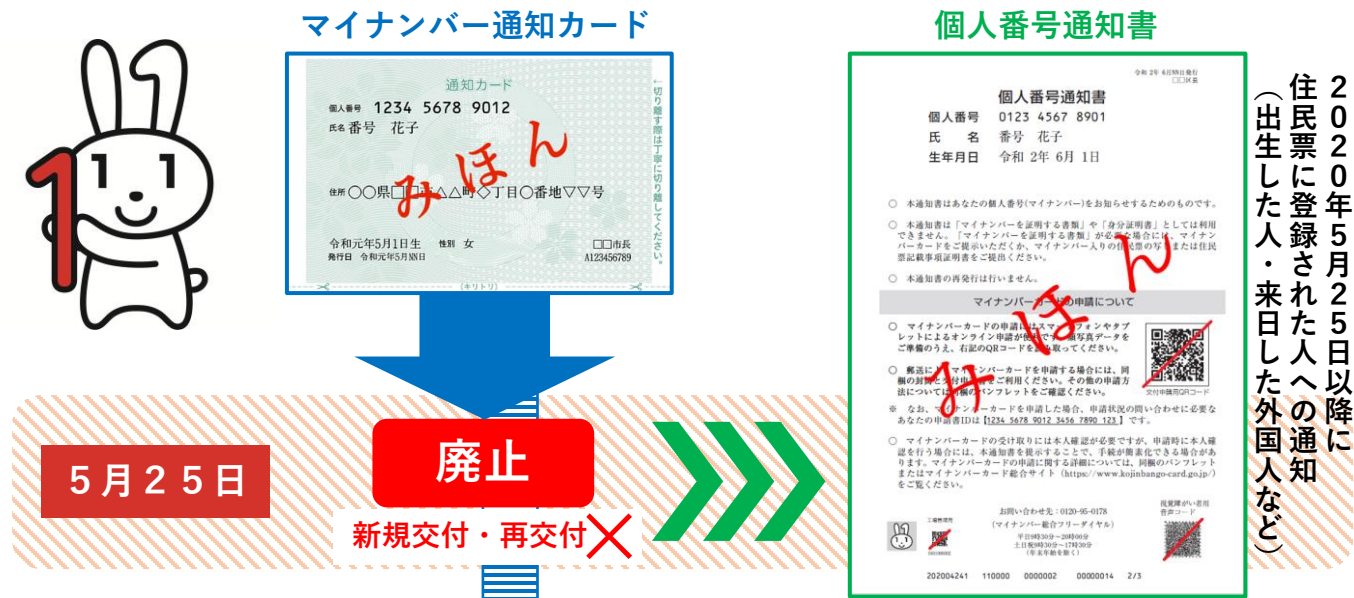
→プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます



現在、えるぼし認定を受けている企業は1,028社（広島県は8社）あり、そのうち約30％は従業員300人以下の企業です（令和2年2月時点）。えるぼし認定企業となれば、女性の活躍推進をしている企業としてアピールでき、人材定着・将来の人材確保に結びつく取組となります。
えるぼし認定・プラチナえるぼし認定を今すぐ取得するのは難しいですが、まずは会社として女性の活躍推進に興味を持ち、一般事業主行動計画の策定からはじめてみてはいかがでしょうか。

マイナンバーの通知カードが廃止に（2020年5月25日）

2020年5月25日をもって「マイナンバー通知カード」が廃止され、新規交付・再交付が行われなくなりました。廃止後は、「**個人番号通知書**」によってマイナンバーの通知が行われます。しかし、「**個人番号通知書**」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。



マイナンバー通知カードの
氏名・住所等が住民票の記載と一致している場合
(転居等がない)

引き続き **使用できる** **マイナンバーの確認書類として** **使用できない**

- 確認書類として使用できる書類
- ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバーの記載がある住民票の写し
 - ③ 住民票記載事項証明書

会社としては、入社時に従業員のマイナンバーを収集し、各種保険・税務手続きをする必要があるため、今後は、引き続き「マイナンバー通知カード（記載事項が住民票と一致）」による確認も可能ですが、住民票と異なる場合には**上記①～③を確認書類として提出を求めるように**しましょう。

また、2021年3月からはマイナンバーカードを保険証として利用できるようになるため、この機会にマイナンバーカードの交付手続きを勧めるとよいでしょう。

スタッフ紹介

指導員チーム
佐藤 秀行
(さとう ひでゆき)

<趣味>
ダンス・
パレオダイエット

昨年11月に指導員としてサトーに入社いたしました。前職では上場準備会社にて、法務や内部監査等を担当しておりました。
お客様のご要望に合わせたきめ細やかな対応ができるよう、日々精進いたしますので、今後とも末永くよろしくお願い申し上げます。



社会保険労務士法人サトー
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081